

一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬処分業務仕様書

法の規定により、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、環境汚染の防止に努めなければならない。そのため、事業者は排出する廃棄物の適正処理のための具体的な計画を策定し、その処理を自ら行う場合は、廃棄物の処理の基準に従い、また、廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、処理の委託基準に従わなければならない。

1 法令等の遵守

一般廃棄物及び産業廃棄物の処理をするにあたっては、本仕様書のほか、次に各項に掲げる法令・規則その他関係する法令等に基づかなければならない。

なお、本指定期間中に法令・規則その他関係する法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (2) 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第 51 号）
- (3) 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則（平成 5 年川崎市規則第 26 号）
- (4) その他関係する法令等

また、川崎市発行の「産業廃棄物の適正処理の手引き」等も参照し、法令遵守に努めること。

2 廃棄物の種類

(1) 一般廃棄物

廃棄物の種類：普通ごみ(生ゴミ等)、資源物(空き缶・ペットボトル・古紙等)

(2) 産業廃棄物

廃棄物の種類：汚泥、金属くず、廃プラスチックなどのいわゆる粗大ごみ

3 収集回数及び収集曜日(年末・年始などの特定月は除く)

(1) 一般廃棄物

週 2 回程度

(2) 産業廃棄物

年 1 回程度

4 想定量

一般廃棄物 1, 9 0 0 kg

産業廃棄物 1 0 0 kg

5 資料

(1) 一般廃棄物収集運搬処分業務委託仕様書雛形

(2) 産業廃棄物収集運搬処分業務委託仕様書雛形

一般廃棄物収集運搬処分業務仕様書

1 業務内容

川崎港コンテナターミナルから排出される一般廃棄物の収集運搬業務を行う。

2 発注者の責務

- (1) 発注者は、一般廃棄物の適正な処理のために必要な次の情報を、書面により受託者に提供するものとする。

ア 一般廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

イ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項

ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

エ その他当該一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

- (2) 発注者は、委託契約期間中、前項に定める事項について変更があった場合には、受託者に対し速やかに書面によりその変更の内容及び程度の情報を通知しなければならない。

3 受託者の遵守事項

- (1) 受託者は、この契約の履行にあたり、次の法令を遵守することとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第 51 号）

その他の関係法令

- (2) 受託者は、一般廃棄物の収集運搬について、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにこれを行わなければならない。

4 委託する一般廃棄物

この契約で発注者が受託者に収集運搬を委託する一般廃棄物は、次のとおりとする。

一般廃棄物の種類	予定数量	単位
普通ごみ (紙くず、生ゴミ)		Kg

5 委託する業務の内容

- (1) 発注者は、次のとおり一般廃棄物の収集運搬業務を受託者に委託する。

積出地(発生場所)の 名称及び所在地	川崎市川崎区東扇島 9 2 番地 川崎港コンテナターミナル
運搬先(最終目的地)の 名称及び所在地	川崎市川崎区浮島町 5 0 9 - 1 浮島処理センター

- (2) 受託者は、発注者から委託された一般廃棄物の積替え又は保管は行わない。

6 事業範囲

(1) 受託者の事業範囲は次のとおりである。

許可の有効期限	年 月 日
許可の条件	
事業の範囲	収集運搬（保管を除く。）
許可番号	

(2) 受託者は、前項の事業範囲を証するものとして許可証等の写しを発注者に提出し、発注者は、これを本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、発注者は、これを本仕様書に添付する。

7 廃棄物管理票の使用

発注者は、廃棄物管理票に記載事項を正確に漏れなく記載し、一般廃棄物を搬出する都度交付する。受託者は、この廃棄物管理票を一般廃棄物とともに川崎市指定処理施設に提出する。ただし、廃棄物管理票の交付は、日量平均100キログラム以上又は月量平均3トン以上排出する事業場を有する事業者が、川崎市指定処理施設に搬入する場合に限る。

8 業務完了届の提出

- (1) 受託者は、収集運搬業務が完了したときは、管理票の写しの送付とは別に、業務完了届を発注者に提出しなければならない。
- (2) 業務完了届は、前月に収集運搬を完了した一般廃棄物の種類及び数量を記載し、毎月10日までに提出するものとする。

9 委託契約を解除した場合の処理されない一般廃棄物の取扱いに関する事項

法令の規定又はその他の理由により委託契約を解除できる場合であっても、当該委託契約に基づき発注者から引き渡しを受けた一般廃棄物の収集運搬を受託者が完了していないときは、その理由が発注者の責による場合を除き、当該一般廃棄物を受託者の責任で収集運搬した後でなければ、契約を解除することができない。

10 再委託の禁止

受託者は、委託された一般廃棄物の収集運搬業務を第三者に委託してはならない。

一般廃棄物の適正な処理について

1 性状及び荷姿の事項

発注者は、透明・半透明のポリ袋に入れた上、他のゴミと判別できるよう文字を標記し、ポリ袋の口を結わいて指定集積場に置きますので、受託者は速やかに収集し、市の指定処理施設（浮島処理センター）へ搬入してください。

2 他の廃棄物と混合等により生ずる支障について

他の廃棄物が混入されていることを確認できた場合には、速やかに発注者に連絡し指示に従うものとします。

3 その他取扱いに際しての注意事項等

- (1) 委託料は毎月ごとに支払うため、業務一部完了届に記載された収集運搬量から計算した金額を請求してください。なお、委託料は川崎市指定処理施設搬入手数料を含むものとします。
- (2) 作業の実施にあたっては、常に事故の発生することのないよう十分注意を払ってください。作業の実施中に発生した事故については、その原因が発注者の責めに帰すべき場合を除き、受託者が責任を負うものとします。
- (3) 作業の実施中に受託者の責めに帰すべき理由により発注者及び川崎市の所有物に損害を与えた場合には、ただちに発注者にその旨を通知し、指示に従うものとします。
- (4) 作業員は、川崎港コンテナターミナルに出入りする際、一定の作業衣を着用し、出入口で警備員に受託者であることを明らかにし、許可を受けなければなりません。
- (5) 収集運搬の際、周囲の環境に影響を及ぼさないよう注意してください。

産業廃棄物収集運搬・処分業務 仕様書

(仕様書の範囲)

第1条 この仕様書は、川崎市委託(単価)契約約款第1条に規定する設計図書として、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）の収集運搬・処分業務について定める。

(発注者の責務)

第2条 発注者は、委託する産業廃棄物の適正な処理のために必要な次の情報を、書面をもって受注者に提供し、これらの写しを本仕様書に添付する。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- (2) 通常の保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- (4) 日本産業規格C 0 9 5 0 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- (5) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその事項
- (6) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

2 発注者は、委託契約期間中、前項に定める事項について変更があった場合には、受注者に対し速やかに書面をもってその旨の内容及び程度の情報を通知しなければならない。

(受注者の遵守事項)

第3条 受注者は、この契約の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）、その他の関係法令を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分を行うに際し、周辺的生活環境に影響を及ぼすことがないように行わなければならない。
- 3 受注者は、受託した産業廃棄物の処分後の残渣物（以下「中間処理産業廃棄物」という。）について、自らの責任において適正に処理しなければならない。

(委託する産業廃棄物)

第4条 この契約で発注者が受注者に委託する産業廃棄物は、次のとおりとする。

産業廃棄物の種類	予定数量	単位	備考

(委託する業務の内容)

第5条 発注者は、次のとおり前条の産業廃棄物の収集運搬・処分業務を受注者に委託する。

- (1) 産業廃棄物の収集運搬業務の積出地及び運搬先

積出地(発生場所)の 名称及び所在地	川崎市 ○○局 川崎市 区
運搬先(最終目的地)の 名称及び所在地	

(2) 産業廃棄物の処分を行う受注者の事業場等

事業場（施設）の名称	
事業場の所在地	
処分の方法	
施設の能力	

(3) 受注者が行う中間処理後物の最終処分の内容

事業場（施設）の名称	
事業場の所在地	
最終処分の方法	
施設の能力	

2 産業廃棄物の収集運搬業務に関し、積替え又は保管の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 受注者は、受託した産業廃棄物の積替え又は保管をしてはならない。ただし、受注者が積替え又は保管を含む収集運搬業の許可を有しており、かつ、発注者の承諾があった場合はこの限りではない。
- (2) 受注者が積替え又は保管を行う場合は、次の場所において行うものとする。

積替え又は保管の所在地	
保管できる産業廃棄物の 種類及び保管上限	

(3) 受注者は、積替え又は保管の場所で、この契約に係る産業廃棄物を他の廃棄物と混合してはならない。

ただし、当該産業廃棄物が安定型産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第6条第1項第3号イに規定する産業廃棄物をいう。）であり、かつ、その混合により当該産業廃棄物の性状に変化が生じない場合で、発注者が承諾をしたときは、この限りではない。

(4) 受注者が積替え又は保管の場所で産業廃棄物に混入しているもの（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集（抜取）を行う場合は、発注者の承諾を得なければならない。

3 産業廃棄物の処分業務に関し、廃プラスチック類の中間処理後物の処分方法について、再資源化（マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルに限る。以下同じ。）を実施すること。また、廃棄物の性状や排出方法等により再資源化を実施することができないものであって、熱回収を行うことができるものは、熱回収を行うこと。なお、再資源化を実施することができないものについては、その理由を付して発注者に報告すること。

(委託料金)

第6条 この契約における委託料は、次のとおりとする。

(1) 収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

産業廃棄物の種類	委託料（単価）	単位	備考

(2) 処分に関する種類、数量及び委託単価

産業廃棄物の種類	委託料（単価）	単位	備 考

2 受注者は、業務完了届に記載した産業廃棄物の処分量から計算した金額を、川崎市委託（単価）契約約款第15条に基づいて発注者に対し請求し、発注者はこれに基づき委託代金を支払うものとする。

（委託期間）

第7条 業務の委託期間は 年 月 日から 年 月 日とする。

（受注者の事業範囲）

第8条 受注者の事業範囲は次のとおりである。

(1) 収集運搬業の許可

	積出地（発生場所）	運搬先（最終目的地）
許可都道府県・政令市		
許 可 番 号		
許 可 の 有 効 期 限	年 月 日	年 月 日
事 業 の 区 分		
事 業 の 範 囲		
許 可 の 条 件		
積 替 保 管 の 可 否		

(2) 処分業の許可

許可都道府県・政令市	
許 可 番 号	
許 可 の 有 効 期 限	年 月 日
事 業 の 範 囲	
許 可 の 条 件	

2 受注者は、前項の事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可証の写しを発注者に提出し、発注者はこれを本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、発注者は、本仕様書に添付する。

（電子情報処理組織及び産業廃棄物管理票の使用）

第9条 発注者及び受注者は、廃棄物処理法の規定に従って、電子情報処理組織（以下「電子マニフェスト」という。）又は産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）を、別表に定める方法により、使用するものとする。

（業務完了届の提出）

第10条 受注者は、受託した産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が完了したときは、情報処理センターに対して行う報告、又は紙マニフェストの写しの送付とは別に、川崎市委託（単価）契約約款第14条に基づく業務完了届を発注者に提出しなければならない。

（契約の解除）

第11条

発注者又は受注者は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は川崎市委託（単価）契約約款若しくは法令等の規定に違反するとき、又は発注者及び受注者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

（委託契約を解除した場合の収集運搬・処分されない産業廃棄物の取扱いに関する事項）

第12条 川崎市委託（単価）契約約款の規定又は法令の規定により契約を解除できる場合であっても、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の収集運搬及び処分を受注者が完了していないときは、その理由が発注者の責による場合を除き、当該産業廃棄物を受注者の責任で処分した後でなければ、契約を解除することができない。

2 その他、委託契約を解除した場合の取扱いについては、川崎市委託(単価)契約約款による。

（再委託の制限）

第13条 受注者は、原則として、発注者から受託した産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を他人に再委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約期間中に当該業務を受注者が他人に再委託するやむを得ない事情が生じたときは、施行令第6条の12第1号に基づく書面により、発注者の承諾を得て、施行令第6条の12に規定する再委託基準に従い、これを行わなければならない。

（運搬方法）

第14条 受注者は、契約の履行にあたり、廃棄物の運搬の際、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号。以下「規則」という。）第79条の3に規定する対象自動車を使用し、市内を発着する場合、次に掲げる環境配慮行動項目の実施に努めるものとする。

（1）エコドライブ及び廃棄物の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと

（2）低公害・低燃費車の使用に努めること

（3）規則第79条の2第2号に規定する車種規制不適合車を使用しないこと

（その他）

第15条 その他の取扱いについては、川崎市委託（単価）契約約款による。

別表

1次マニフェスト	2次マニフェスト	使用の方法	
電子マニフェスト	電子マニフェスト	発注者	(1) 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、引き渡した日から3日*以内に電子マニフェストを利用して情報処理センターに必要事項を登録するものとする。 (2) 発注者は、情報処理センターより、当該産業廃棄物の収集運搬、処分が終了した旨及び当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処理が終了したことを当該通知により確認するものとする。
		受注者	(1) 受注者は、受託した産業廃棄物の収集運搬が終了したときは、収集運搬が終了した日から3日*以内に、電子マニフェストを利用して、情報処理センターに収集運搬が終了した旨を報告するものとする。 (2) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、処分が終了した日から3日*以内に、電子マニフェストを利用して、情報処理センターに処分が終了した旨を報告するものとする。 (3) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物について最終処分を委託するときは、引き渡した日から3日*以内に電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。 (4) 受注者は、情報処理センターより、当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。
電子マニフェスト	紙マニフェスト	発注者	(1) 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、引き渡した日から3日*以内に電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。 (2) 発注者は、情報処理センターより、当該産業廃棄物の収集運搬、処分が終了した旨及び当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処理が終了したことを当該通知により確認するものとする。
		受注者	(1) 受注者は、受託した産業廃棄物の収集運搬が終了したときは、収集運搬が終了した日から3日*以内に、電子マニフェストを利用して、情報処理センターに収集運搬が終了した旨を報告するものとする。 (2) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、処分が終了した日から3日*以内に、電子マニフェストを利用して、情報処理センターに処分が終了した旨を報告するものとする。 (3) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物について最終処分を委託するときは、紙マニフェスト（2次紙マニフェスト）に必要事項を記載して交付するものとする。 (4) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物の最終処分を受託した

			者から紙マニフェストの写し（受注者が最終処分を委託するときに交付した2次紙マニフェストで、最終処分が終了した旨が記載されたもの。）の送付を受けた場合において、紙マニフェストの写しの送付を受けた日から3日※以内に、電子マニフェストを利用し、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。 （5）受注者は、2次紙マニフェストの写しを送付された日から5年間保存するものとする。
紙マニフェスト	電子マニフェスト	発注者	（1）発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、紙マニフェストに必要事項を記載して交付するものとする。 （2）発注者は、紙マニフェストの写しの送付を受けた日から5年間保存するものとする。
		受注者	（1）受注者は、産業廃棄物の引き渡しを受けたときは、これと同時に紙マニフェストの送付を受けなければならない。 （2）受注者は、受託した産業廃棄物の収集運搬が終了したときは、収集運搬が終了した日から10日以内に、紙マニフェストの写しを発注者へ送付するものとする。 （3）受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、紙マニフェストに必要事項を記載し、処分が終了した日から10日以内に、紙マニフェストの写しを発注者へ送付するものとする。 （4）受注者は、当該中間処理産業廃棄物について最終処分を委託するときは、引き渡した日から3日※以内に電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。 （5）受注者は、情報処理センターより、当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。 （6）受注者は、1次紙マニフェストを1次紙マニフェストの写しを送付した日から5年間保存するものとする。
紙マニフェスト	紙マニフェスト	発注者	（1）発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、紙マニフェストに必要事項を記載して交付するものとする。 （2）発注者は、紙マニフェストの写しの送付を受けた日から5年間保存するものとする。

		受注者	(1) 受注者は、産業廃棄物の引き渡しを受けたときは、これと同時に紙マニフェストの送付を受けなければならない。 (2) 受注者は、受託した産業廃棄物の収集運搬が終了したときは、収集運搬が終了した日から10日以内に、紙マニフェストの写しを発注者へ送付するものとする。 (3) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、紙マニフェストに必要事項を記載し、処分が終了した日から10日以内に、紙マニフェストの写しを発注者へ送付するものとする。 (4) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物の最終処分を受託した者から紙マニフェストの写し（受注者が最終処分を委託するときに交付した2次紙マニフェストで、最終処分が終了した旨が記載されたもの。）の送付を受けた場合において、その日から10日以内に、紙マニフェストの写し（発注者が受注者に交付した1次紙マニフェストで、最終処分が終了した旨を受注者が記載したもの。）を発注者へ送付すること。 (5) 受注者は、1次紙マニフェストを1次紙マニフェストの写しを送付した日から5年間保存するものとする。 (6) 受注者は、2次紙マニフェストの写しを送付された日から5年間保存するものとする。
--	--	-----	--

※土日祝、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。